

全建労発第 80 号
平成 27 年 1 月 8 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
〔 公 印 省 略 〕

外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドラインの制定について

新春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図ることが、平成 26 年 4 月 4 日「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議」において取りまとめられ、平成 26 年 8 月 13 日には「外国人建設就労者受入事業に関する告示」（平成 26 年国土交通省告示第 822 号）が定められたところです。

また、これを受けて、施工体制台帳の記載事項及び再下請通知書の記載事項に外国人建設就労者の従事の状況を追加することなどを内容とする建設業法施行規則の改正が行われました。

上記規則の改正について、外国人建設就労者受入事業における元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、外国人建設就労者受入事業の適正かつ円滑な実施を図るため、標記「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」が制定された旨、国土交通省より通達がありました。

つきましては、貴会会員企業に対し、周知・ご指導方よろしく願いいたします。

以上
(担当：労働部 吉田)

国土建第218号
国土建整第73号
平成26年12月25日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設業課長

建設市場整備課長

外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドラインの制定について

復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、2020年度までの緊急かつ時限的な措置として、国内での人材確保に最大限努めることを基本とした上で、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図ることが平成26年4月4日の「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議」においてとりまとめられました。

また、この緊急かつ時限的な措置として即戦力となる外国人材（以下「外国人建設就労者」という。）の受入れを行う外国人建設就労者受入事業の適正かつ円滑な実施を図ることを目的として、その具体的な内容を定める「外国人建設就労者受入事業に関する告示」（平成26年国土交通省告示第822号）が定められたところです。

外国人建設就労者受入事業においては、技能実習制度自体に適正化が求められていることを踏まえ、技能実習制度を上回る新たな特別の監理体制を構築することとしており、行政、外国人建設就労者の受入れを行う監理団体、受入企業及び元請企業が一体となって適正な監理に取り組んでいくことが必要です。元請企業においても、外国人建設就労者の受入れを行う下請企業に対する指導等の取組を講じることが求められております。

今般、工事現場における外国人建設就労者の受入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳の記載事項及び再下請通知の記載事項に外国人建設就労者の従事状況を追加すること等を内容とする建設業法施行規則（以下「規則」という。）の改正を行ったところです。

上記規則の改正に関連して、外国人建設就労者受入事業について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にすることにより、外国人建設就労者受入事業の適正かつ円滑な実施を図るため、「外国人建設就労者受入事業に関する下請指導ガイドライン」を別添のとおり制定しました。

貴職におかれましては、外国人建設就労者受入事業の趣旨を御理解いただき、適切な取組の実施に努めていただくとともに、傘下の建設業者に対して周知指導方お願いします。